

○栗原市入札後審査方式条件付一般競争入札実施要綱

平成17年4月1日

告示第143号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定により、市が発注する工事に係る入札後審査方式条件付一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）の執行に当たり、栗原市建設工事執行規則（平成17年栗原市規則第174号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、設計金額5,000万円以上の工事又は市長が必要と認める工事とする。

(入札の公告)

第3条 市長は、政令第167条の6及び規則第6条の規定により、市掲示板において掲示により公告するほか、市ホームページ及び建設新聞社その他の方法により周知するものとする。

(入札参加資格条件)

第4条 条件付一般競争入札に参加するためには、次に掲げる要件を満たしている者であることとする。ただし、その者が共同企業体の場合においては、第1号から第7号までの規定は、その構成員の条件とする。

- (1) 栗原市建設工事の競争入札参加者として対象工事と同種の業種について、承認を受けていること。
- (2) 政令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格制限に該当しないこと。
- (3) 栗原市有資格業者に対する指名停止要領（平成17年栗原市告示第135号）に基づく、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第3条第1項に規定する許可を受けていること、及び営業所を宮城県内に有し、業法第27条の23の規定により審査を受けた直近年度の経営事項審査の結果に基づき、市長が対象工事と同種の業種ごとに指定する総合評点を満たしている者であること。なお、いずれも業法第17条に規定する特定建設業の許可を有する者であること。
- (5) 対象工事の施工に際し、業法第26条第1項に規定する主任技術者及び同条第2項に規定する監理技術者を専任で技術者を配置できること。
- (6) 対象工事と同種又は類似の工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の場合にあっては市長が特に認めるときは、代表者のみが実績を有していれば足りるものとする。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てをしていない者であること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が工事ごとに必要と定める条件を満たしていること。

（特定共同企業体の結成条件）

第5条 特定共同企業体に発注する対象工事において入札参加を希望する者は、次の条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

(1) 構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、栗原市工事共同企業体運用基準（平成17年栗原市告示第137号）第4条第1号各号の金額を大幅に超える工事であって、多数の工種にわたる等の事由により技術力を結集する必要があるものについては、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められ場合に限り、構成員の数を4社又は5社とすることができる。

(2) 構成員の組合せは、等級区分等が設けられている対象工事に応じて、市長が決定する条件を満たしていること。

(3) 各構成員は、対象工事に係る入札において2社以上の共同企業体の構成員としないこと。

(4) 各構成員の出資比率の最小限度は、均等割りの10分の6以上であること。

(5) 代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(6) 原則として、栗原市内に本店を有する者が構成員に1社以上含まれていること。

（入札参加資格の確認）

第6条 入札に参加するための事前の入札参加資格の確認は行わないものとする。

2 入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするための確認を行うものとする。

（設計図書の閲覧等）

第7条 市長は、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）を、公告の日の翌日から入札日の前日まで閲覧に供する。

2 入札に参加しようとする者は、公告に定める期間中において、有料で複写することができる。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について設計図書等に関する質問・回答書（様式第9号）により質問することができる。この場合においては、市長が指定する日までに提出しなければならない。

4 前項の質問書があった場合、市長は、提出者に対して回答するとともに、その回答を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

（入札参加の申込み）

第8条 入札に参加したい者は、入札参加確認申請書類を公告に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

- (2) 類似工事施工実績書（様式第2号）
- (3) 配置予定技術者等経歴書（様式第3号）
- (4) 特定共同企業体協定書（様式第4号。特定共同企業体のみ提出）
- (5) 委任状（様式第5号。特定共同企業体のみ提出）
- (6) その他市長が必要と認めるもの
（入札の執行等）

第9条 条件付一般競争入札の執行に当たり、最低制限価格又は調査基準価格を設定することができる。

- 2 最低制限価格を設定する場合は、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- 3 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- 4 再度の入札において、落札者が決定しなかった場合には、予定価格の範囲内で随意契約することができる。
- 5 市長は、入札の執行に際し、入札参加者から工事内訳書の提出を求めることができるものとする。

（入札保証金）

第10条 入札保証金は、発注工事内容により免除することができる。

（落札者の指定）

第11条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を、入札執行者が指定（以下「落札候補者」という。）するものとする。

（落札者とするための入札参加資格の確認等）

第12条 落札候補者は、開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うものとする。

- 2 入札参加資格の確認は、栗原市工事請負業者選定委員会が審議をし、その適否は市長が決定する。
- 3 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札執行日から起算して3日以内（休日等を除く。）に条件付一般競争入札資格確認通知書（様式第6号）により通知する。
- 4 資格確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わないものとする。
- 5 落札候補者が入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前条の者の中から、順次に最低価格を示した者の入札参加資格を確認するものとする。
- 6 入札参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について書面により説明を求めることができるものとし、市長は、入札参加資格がないと認めた理由の説明について（回答）（様式第7号）により回答するものとする。
- 7 落札者が決定したときは、入札参加者に入札結果について（通知）（様式第8号）により通知するものとする。

(秘密の保持)

第13条 申請者から提出された資格確認資料は、申請者に返還しない。また、その内容を公表しないものとする。

(契約の保証)

第14条 市長は、本契約締結までに落札者に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等規則第23条に該当する場合は、契約保証金を納めさせないことができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

栗原市長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

(共同企業体の場合は共同企業体名)

年 月 日付けで入札公告のありました 工事に係
る入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと、並び
に添付書類の内容については、事実と相違ありません。

記

- 1 類似工事施工実績書
- 2 類似工事施工実績を証明する書面
- 3 配置予定技術者経歴書
- 4 その他の入札参加資格確認資料

受付番号

※ 申請書は1部を提出のこと。

なお、条件付一般競争入札参加資格確認申請書は、2部作成すること。

(1部は受付の上返却する。)

類似工事施工実績書

申請者名

(共同企業体の場合は構成員名)

項目/No.		1	2	3
工事名称等	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県・市町村名)		
	契約金額			
	工期	年 月 ~ 年 月		
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)		
工事概要等	規模・寸法			
	構造形式			
	使用機材・数量			
	設計条件			

- 注1 公告において明示した当該工事と同種の工事の元請としての施工実績について、的確に判断できる具体的な事項を記入すること。
- 2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごと作成すること。
 - 3 類似工事施工実績を証明するものとして、工事实績証明書又はそれに代わる書面(契約書)を添付すること。

様式第3号(第8条関係)

配置予定技術者等経歴書

申請者名

(共同企業体の場合は構成員名)

項目/No.	(現場代理人：会社名)	(監理技術者：会社名)																									
最終学歴																											
法令による免許																											
<table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発注機関等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施行場所</td> <td>(都道府県名・市町村名)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>年 月から 年 月まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事役職</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工事名				発注機関等				施行場所	(都道府県名・市町村名)			契約金額				工期	年 月から 年 月まで			従事役職						
	工事名																										
	発注機関等																										
	施行場所	(都道府県名・市町村名)																									
	契約金額																										
	工期	年 月から 年 月まで																									
従事役職																											

注1 工事内容は、公告において明示した参加資格が判断できる必要最小限度の具体的な事項を記入すること。

2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

様式第4号(第8条関係)

_____ 特定共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、栗原市発注に係る下記の建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

工事名 _____

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____ 特定共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の位置)

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(入札参加申込み)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号及び名称
住 所
商号及び名称
住 所
商号及び名称
(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとし、当該工事の請負代金の変更があつても、この比率は変えないものとする。

会社名	%
会社名	%
会社名	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき当該工事について決算をするものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返すものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名) 還す

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発

注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____特定共同企業体協定を結成したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が保有し、副本については競争入札参加資格申請のため栗原市に提出する。

年 月 日

特定共同企業体

住 所
称号又は名称
代表者氏名

住 所
称号又は名称
代表者氏名

住 所
称号又は名称
代表者氏名

様式第6号(第12条関係)

条件付一般競争入札資格確認通知書

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者 様
(共同企業体の場合は共同企業体名)

栗原市長

さきに申請のあった下記工事に係る入札参加資格を確認したところ、下記のとおり審査結果を通知します。

記

入札公告日	年 月 日
工 事 名	
競争入札参加資格の有無	有 ・ 無
入札参加資格がないと認められた理由	

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 様
(共同企業体の場合は共同企業体名)

栗原市長

入札参加資格がないと認めた理由の説明について(回答)

年 月 日付けで申立てのありました、栗原市が公告した工事に係る条件付一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明は、次のとおりです。

記

工 事 名	
入札参加資格がないと認めた理由の説明	

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者 様
(共同企業体の場合は共同企業体名)

栗原市長

入札結果について(通知)

年 月 日付けで、栗原市が公告した工事に係る条件付一般競争入札の結果は下記のとおりです。

記

工 事 名	
落札業者名	
落札金額	金 円
予定価格金額	金 円

